



# Hachioji MAIL NEWS

輸送サービス労組 八王子地本

JR EAST TRANSPORT SERVICE WORKERS UNION-HACHIOJI



ホームページ

2021.12.2

No.075



Twitter

## 申10号 2021年度営業関係施策(その2)に関する申し入れ 団体交渉を行いました！(11月16・26日開催)

西国分寺駅業務委託に関する団体交渉においてライフサイクル施策による異動した元乗務員が勤務している中での業務委託となることから、「ライフサイクル深度化施策と業務委託の整合性」・「出向・異動に関する社員の意見集約」について議論を行いました！

第1項 施策実施に伴う異動及び出向が発生することから、10月末までに個人面談を行い異動先や出向の有無について本人に示すこと。

(会社回答)就業規則に則り取り扱うことになる。

就業規則29条の事前通知とはいつまでなのか？

現場の感覚ではコミュニケーションが取れているとは思えない。再度面談を行うべきだ。

現場で働く労働者の意識と支社の認識に乖離がある。乖離をなくすよう努めるべきだ！

出向の場合は14日前までなので12月1日付の出向の場合11/16に事前通知はでる。

今回について施策の面談は行っていない。普段のコミュニケーションで把握している。

伝わっている社員もいるが、伝わっていない社員がいると把握したので今後の参考にしていく。

確認

普段のコミュニケーションで聞き取りができていない社員もいることから、今後はより丁寧な聞き取りを行えるようにしていく。

第2項 個人面談において異動先の担務及び作業ダイヤを示すこと。また出向先の年間休日数や担務及び作業ダイヤ等の労働条件、さらに福利厚生等を具体的に示し、社員の希望を丁寧に把握すること。

(会社回答)就業規則に則り取り扱うことになる。

明示される出向先の業務内容及び就労条件とはなにか？

明示されないことで社員は不安である。

休日数・業務内容について明示している。詳細は事務センター・CCD・人事課に問い合わせしてほしい。

就労条件はグループ会社であることから極端に悪くなることはない。

確認

就労条件の明示を含め働く社員の不安を解消し、働きやすい労働環境を整備すること。

第3項 施策実施に伴う異動・出向は本人希望を最優先とし、必要以上の若年出向を行わないこと。出向する場合は「労働条件に関する協約」に則り原則3年以内とすること。

(会社回答)就業規則に則り取り扱うことになる。

就業規則に年数の記載はない。申し入れに対する回答ではない。

労働条件に関する協約に則り原則3年以内となるが、短縮も延長もあり得る。

就業規則より労働協約が優先される。

確認

出向期間については就業規則より優先される「労働条件に関する協約」に則り原則3年以内となる。



# Hachioji MAIL NEWS

輸送サービス労組 八王子地本

JR EAST TRANSPORT SERVICE WORKERS UNION-HACHIOJI



ホームページ

2021.12.2

No.076



Twitter

## 申10号 2021年度営業関係施策(その2)に関する申し入れ 団体交渉を行いました!(11月16・26日開催)その②

第4項 ライフサイクル深度化施策により運転士から西国分寺駅へと異動した社員については、異動元の運転職場へ戻すこと。

(会社回答)就業規則に則り取り扱うことになる。

ライフサイクルについては就業規則にない。これまでライフサイクル対象駅の業務委託はない施策上、その駅のプロを創るための異動である。西国分寺はあえて拡大してきた経緯がある。西国分寺が委託されるならば元職場に戻すべき。出向は3年以内であっても施策の目的が達成されたら出向解除となる。ライフサイクル施策も目的が達成されれば解除となるべきだ。認識は合わない。本人希望を最優先し、元職場へ戻るとい選択肢があるべきである。

ライフサイクルは施策上3年となっている。異動がないわけではない。異動して運輸のプロを目指してもらう。運輸のプロには3年が必要である。他駅へ異動しても育成はできる。運輸のプロとしても目的があり、営業統括センターになっても職務手当のあるところで業務してもらうことになる。元職場へ戻るとい選択肢はない。乗務線区のほかの駅に異動することになる。

**対立** これまでにない相反する施策が進行している以上、ライフサイクル施策は目的が達成されていることから元職場に戻すべきである!

第5項 作業ダイヤについては社員の意見を反映し働きがいの実感出来る作業ダイヤとするよう指導・監督すること。

(会社回答)グループ会社の運営体制については、グループ会社において決定することとなる。

業務委託する側としてより働きやすい作業ダイヤにしていくべきである。11月1日以降の作業ダイヤから夕通対の立ち番の時間がなくなった。ホーム上の安全確保のため立ち番を付けていくべきである。

CCDと調整し効率よい働き方を構築していく。ホーム上の安全確保は必要なものであるが、CCDが決定していくことになる。CCDには伝えていく。

**確認** 安全確保は必要なため、夕通対の立ち番の必要性についてはCCDに伝えていく。

第6項 駅業務執行に必要な設備・備品は、社員の意見を反映し働きやすい職場環境にするよう指導・監督すること。

(会社回答)設備等は現行のものを使用することになるが、今後、必要に応じて整備していく。

変わるところはあるのか? 男性用トイレ、券売機室・精算機室のカビ対策、改札のエアコンなどに不具合がある。改良すべき。ホーム上列車停止手配装置の向きが1つだけ異なっているので他とそろえるべきである。

既存の設備でやっていく。現場から声はない。ご意見として承る。予算の絡みがありすべてにおいて改良できるとは限らない。ホーム上の設備についてはCCDから意見を集約はしないが設備部に確認する。

その③へ続く



# Hachioji MAIL NEWS

輸送サービス労組 八王子地本

JR EAST TRANSPORT SERVICE WORKERS UNION-HACHIOJI



ホームページ

2021.12.2

No.077



Twitter

## 申10号 2021年度営業関係施策(その2)に関する申し入れ 団体交渉を行いました!(11月16・26日開催)その③

第7項 施策に伴う異動者の不安を無くし、安全・サービスレベルを維持・向上できる駅業務体制とする為に、委託会社においてもこれまでと同様に必要な教育・訓練の年間計画を立てて実施すること。

(会社回答)グループ会社における教育等については、グループ会社で決定することとなる。

どのような計画になっているのか把握できているのか?

委託された駅で取り扱い誤りが発生するケースが散見される。安全レベルを維持・向上できるよう本  
体として責任を持つべきである。

とんぱちを使用した訓練を行っている。

労使で認識はあう。年間の訓練で取りこぼしが  
ないようにやっており、引き続きグループ会社と  
一体となって社員のレベルを上げていく。

確認

安全・サービスレベルの維持・向上は本体だけでなくグループ会社も取  
り組んでいく事柄であり、グループ会社と一体となって取り組んでいく。

## 第7項までで中断、第8項からは第2回交渉で議論することになり、 第2回目交渉は11月26日に開催されました。

第8項 業務委託後も個人にタブレット端末を支給し、案内業務や規則規定の閲覧及び情報共有の  
出来る環境にすること。また、立ち番のタブレットを2台用意すること。

(会社回答)業務の運用に必要な設備等は整備していく。

ATOSに接続できる端末が必要である。  
JINJREによる福利厚生申請が今後スタートする  
が、出向者はどのように行うのか?  
パソコンを含め、業務に必要な設備について現場  
の意見を聞いて準備するべきだ。

各担務ごとに1台全部で5台準備する。  
個人のスマホからタブレットにログインして行う。  
それ以外の方法は従来の紙ベース。  
業務に必要なものは準備していく。

確認

個人用タブレットについては出向者は一旦返却となるが、業務に必要な  
設備は準備していく。

第9項 西国分寺駅だけでなく、すでに窓口の営業を終了している新小平駅・北府中駅をご利用のお  
客さまにご不便をお掛けすることから、みどりの窓口の営業を終了しないこと。

(会社回答)お客さまのご利用状況等に鑑み、「みどりの窓口」の営業を終了する。

窓口終了後、乗車票などで他駅へご案内した件数  
等は把握できているのか

「窓口がなくなり切符が買えない。楽しみだった旅  
行もせずに死ねというのか」などお客さまの声を現  
場は受け止めている。窓口の営業を終了すべきで  
はない。

記録は指示していない。

窓口の営業を終了してお褒めの言葉はない。苦  
情も1, 2件。数は多くない。窓口がないことで  
サービスが低下しているとは思わない。

その④へ続く



# Hachioji MAIL NEWS

輸送サービス労組 八王子地本

JR EAST TRANSPORT SERVICE WORKERS UNION-HACHIOJI



ホームページ

2021.12.2

No.078



Twitter

## 申10号 2021年度営業関係施策(その2)に関する申し入れ 団体交渉を行いました!(11月16・26日開催)その④

第9項 西国分寺駅だけでなく、すでに窓口の営業を終了している新小平駅・北府中駅をご利用のお客さまにご不便をお掛けすることから、みどりの窓口の営業を終了しないこと。  
(会社回答)お客さまのご利用状況等に鑑み、「みどりの窓口」の営業を終了する。

お褒めの言葉がない時点で失敗施策だ。お客さまのお叱りを受ける現場の苦勞を鑑みれば窓口閉鎖とはならない。  
現場だけが苦勞する施策であり認められない。現場の苦勞・働く社員の労働意欲を考えるべきだ。

失敗施策だと考えていない。切符の購買行動が変わりつつあり、一部対面で購入を希望するお客さまも他駅で購入できる。お客さまに寄り添ったサービスを提供することできめ細やかな対応をしてほしい。

対立

施策を担う社員が負担になるような施策は行うべきではない！  
少数であってもご不便を感じるお客さまがいる以上、みどりの窓口の営業を終了すべきではない！

第10項 お客さまの利便性向上の為、改札内に指定席券売機を設置すること。また改札内外にそれぞれ1台ずつモバイルSuicaのチャージ機を設置すること。  
(会社回答)現行の設備で対応可能と考えているが、施策実施後も状況を見極めていく。

設置の基準があるのか。

9項では数が多くないことを理由に窓口の営業を終了し、10項では設備の設置は件数が基準ではないと矛盾した回答である。  
武蔵野線と中央線の乗り継ぎ時間で改札内で指定席を購入したいという声は把握しているのか  
お客さま目線でのサービス向上の為の組合からの提起である。前向きに検討すべきだ。

お客さまからの声の件数ではなく、スペースの確保、利便性の向上が基準となる。  
施策実施後、状況を見極めていくことに変わりはない。

把握していない。そういうお客さまの声があることは認識した。  
提起は受け止めるが、現時点では設備の拡充は考えていない。

第11項 通勤時間帯に乗降終了合図を確認せずドア閉扉する事象が発生していることから、お客さまの安全を守る為業務委託後もホーム立ち番を残すこと。また、運輸部と連携しホーム上の安全確保に努めること。  
(会社回答)業務委託内容等については、当社とグループ会社との駅業務委託契約に基づき実施していくこととなる。なお、引き続きグループ会社と一体となって安全を確保していく考えである。

通称武蔵野アタックがあり、ホーム上の安全確保のため立ち番を置くべきである。  
業務委託契約とは何か？

CCDの判断ではなく、安全確保のため立ち番を配置すべきであり、運輸部と連携し安全を確保すべきである。

中央上下線は朝通対に立ち番を業務委託契約に基づき配置する。  
安全上必要と判断した時間帯におけるホーム上での状態監視である。  
CCDが必要と判断すれば夕通対も立ち番はつくこともある。安全向上のため運輸部を含め考えていく。

その⑤へ続く



# Hachioji MAIL NEWS

輸送サービス労組 八王子地本

JR EAST TRANSPORT SERVICE WORKERS UNION-HACHIOJI

2021.12.2

No.079



ホームページ



Twitter

## 申10号 2021年度営業関係施策(その2)に関する申し入れ 団体交渉を行いました!(11月16・26日開催)その⑤

第12項 管理駅として指定される府中本町駅の負担が増大する事から、府中本町駅の体制強化のため輸送職を1徹増とすること。また、新秋津で行われる線路閉鎖等が発生することから必要な教育・訓練を行い、不安を解消すること。

(会社回答) 現行の体制で対応可能と考えている。なお、必要な教育等は行っていく。

年間約30件の秋津支線の紙線閉を対応するために輸送職を1徹増すべきである。

西国分寺では日勤を繰上にして対応している。

管理駅が増えることもあり、各線区に輸送担当を置くべきであり、3徹体制とすべきだ。

立て坑など把握できていない。社員は不安を感じている。再度必要な教育をするべきだ

現行の体制で可能である。

1:00~3:15は対応不可になるが、西武との契約において、この時間帯は連絡を取らないようにしているため問題ない。

輸送1テ+現在員措置1テで十分だと考える。

業務課を中心に不安を解消できるよう教育は行っていく。

**対立** 府中本町の2テ(輸送1テ【標準作業ダイヤ】+現在員措置1テ【波動】)では不十分である。安全確保のために3徹体制を構築できるよう要員を配置するべきだ!

**確認** 働く社員が不安を抱えたまま業務を行うことがないよう、引き続き必要な教育は行っていく。

第13項 2021年度営業関係施策(その2)実施後、施策実施にともなう成果と課題を労使で検証し、著しく安全レベル・サービスレベルが低下したと思われる場合、契約不履行として業務委託を見直し本体運営とすること。

(会社回答) グループ会社と一体となって安全やサービス品質の維持・向上を図っていく考えである。なお、具体的な提起があれば「労使間の取扱いに関する協約」(令和3年10月1日締結)に則り取り扱うこととなる。

具体的にどのように維持・向上を図るのか

委託したから低下したなどと主張していない。あってはならないことであるが、安全レベルが低下した場合、成果と課題を労使で検証し施策を見直すべきであると主張している。

グループ会社と一体となってサービス・安全の向上に取り組んでいく。業務委託が安全レベルの低下につながるとは考えていない。

安全はトッププライオリティであり、発生した事象に対して原因究明を行っている。具体的な提起があれば労使で真摯に議論していくことに変わりはない。

## 12月1日以降、施策の成果と問題点を洗い出し、 駅のあるべき姿を職場からの議論で創り上げよう!